

アーミシユの起源——寛容思想史の視点から——

踊 共二

はじめに

ブレイン・ピーブルの名で知られるアメリカのアーミシユに関する出版物は、わが国でも相当の数にのぼる。現代人はどの程度まで機械文明に背を向けて生活することができるのか。またそうした生活は人を幸福にするのか。アーミシユへの関心の背景にはそうした問いがある。また彼らの徹底した非暴力主義（平和主義）と赦しの思想（復讐の断念）に注目する論者も多い。二〇〇六年にペンシルヴェニア州のアーミシユの学校で起きた凄惨な乱射事件とその犯人に対するアーミシユ教会の赦しの表明は、世界中に波紋を投げかけた。この事件は多くの人々に記憶されているが、アメリカの独立前、一七五七年の事件を知る者は少ないであろう。それは同じペンシルヴェニアに住むホステットラーというアーミシユの家族が怒れる先住民に襲撃された事件であるが、衝撃的なのは父親が息子たちに家族を守るための防戦を禁じ、逃げることしか許さなかったことである。われわれは二一世紀の事件からも

一八世紀の事件からもアーミシユの変わらない信念を垣間見ることが出来る。

北米の地で独特の生活と文化を築いたアーミシユの起源はスイスにある。その歴史と現在については坂井信生や池田智の優れた研究が参考になる。またアメリカの碩学クレイビルの書物も翻訳で読める。本稿は一七世紀末にスイス（およびアルザス地方）を舞台にアーミシユが誕生する時期を扱っているが、その経緯自体はすでに上述のいくつかの書物に詳しく記されている。アーミシユの始祖ヤコブ・アマンがスイスのベルナーオーバーラント出身であることや、彼がラインを北上してアルザス（エルザス）地方に亡命した宗教的マイノリティ（スイス再洗礼派）の指導者のひとりであったことについても縷言を要しないであろう。

なお上述の諸研究の焦点は、迫害されるマイノリティの内部分裂、より純粋な集団の出現、大西洋を越える亡命の旅と新世界アメリカへの定着、アメリカでの独特の宗教文化の形成と展開にある。本稿はそれらの研究に多くを負っているが、それらとはやや視点を異にしている。本稿はアーミシユの出現をヨーロッパ近世史の文脈のなかに位置づけ、宗教的寛容思想の生成の一端を明らかにする視点で書かれている。近世ヨーロッパにおいては宗教改革をへて「多宗派化」が進行したが、大宗派と国家権力の結合（国家教会の出現）が進むにつれ、随所で少数派の排除と迫害が起こった。大宗派も安泰ではなく、宗教問題に起因する内戦や国際戦争によってしばしば大きな被害を被った。この時代は出現しつつある近代的な主権国家が互いに争う「平和なき近世」と特徴づけられているが、ヨーロッパの多宗派化がその要因のひとつであったことに疑問の余地はない。しかし、それだからこそ、この時代には宗派間の対話と共存の模索も進み、それを理論的に裏づける思想もさまざまな形で生まれた。寛容の実践とその思想化については、ジョン・ロックやピエール・ベールが文筆活動を行うはるか以前から、また彼らの活動と同時並行的に、ヨーロッパのあちこちでさまざまな試みが展開されていた。私見によれば、アーミシユ誕生時の宗派

内論争もまた、ヨーロッパにおける寛容思想史の一面面としての意義を有している。このことを具体的に示すのが本稿の目的である。その主な材料は「分離文書 Trennungsbriele」と呼ばれる関係者たちの十数点の書簡（一六九三—一七二一年）である。それらについては何種類かの翻刻と現代語訳が存在するが、深く内容を検討するには手稿史料群（写本）を参照する必要がある。それらはアメリカとスイスの両方に保存されているが、本稿ではベルン州（ジュラ地方）にあるスイス・メノー派の古文書館 Archives et Bibliothèque de la Conférence Mennonite Suisse (ABCMS) が所蔵している二種類の写本（同一内容）および数種類の翻刻と翻訳（ドイツ語・英語）を利用して⁽³⁾いる。

一、再洗礼派とは

再洗礼派 (Wiedertäufer/Anabaptists) とは、幼児洗礼を否定して自覚的な信仰をもつ成人だけに洗礼を行う諸宗派の総称であり、弾圧者（国家教会）の側の蔑称に由来する。ドイツ語圏の研究では「洗礼派 Täufer」と呼ぶのが一般的であるが、英語圏やフランス語圏ではバプテイスト派 (Baptists) との混同を避けるために「再洗礼派」を使用しつづけており、わが国でもこれが定着している。本稿も便宜上それに合わせることにしたい。なお現代において「再洗礼派」という組織名を用いる宗派はもちろん存在せず、メノナイト（メノー派）、ハッターライト（フッター派）、アーミシュ（アマン派）といった一六—一七世紀の指導者にちなむ名称が用いられている。スイスには一六世紀の再洗礼派の直系団体があるが、これは「メノー派 Mennoniten」および「古再洗礼派 Alttäufer/Old Anabaptists」という名称を併用している。これは一九世紀に起った「新再洗礼派 Neutäufer/New Anabaptists」と

の区別のためである。⁽⁴⁾

再洗礼主義はドイツおよびスイスのいくつかの急進的宗教運動を背景として一六世紀前半に出現したが、後世にもっとも強い影響を残したのはチューリヒに発する運動である。コンラート・グレーベルやフェーリクス・マンツがその指導者であるが、彼らは最初、宗教改革者ツヴィングリの仲間であり、その改革を不徹底と批判して独自の道を歩んだのであった。彼らは「スイス兄弟団 Schweizer Brüder」と自称し、当局の迫害を受けながらもスイス各地、西南ドイツに浸透していった。その信条は元ベネディクト会士ミヒヤエル・ザトラーの指導によって一五二七年に『シユライトハイム信仰告白』が編まれてから明確になっていった。それは現世的なるものからの徹底的な「分離 Absonderung」を特徴とする。そのためには聖書時代と同じ「成人洗礼」を実施し、自覚的に生活の改変にとりくむ信徒だけの教会を形づくり、厳格な「破門」(放逐)の制度を導入してその質を維持しなければならない。幼児洗礼は無効であるから、人は信仰告白を行ったうえで洗礼を受けねばならない。なおザトラーによれば国家権力は本質的に非キリスト教的であり、公職は忌避されねばならない。また聖書の戒めに従い、誓約は避けねばならない(君主や都市共同体への忠誠誓約も同様である)。また兵役や警備の任務の拒否による非暴力主義の実践も信徒の義務であった。⁽⁵⁾ なお初期の再洗礼派運動においては、ヴァルツフートの改革者バルタサル・フープマイアーの場合のようにドイツ農民戦争との結びつきも確認できる。スイスの都市支配下の農村地帯の一部でも、再洗礼派の活動と反乱農民の要求(たとえば十分の一税の拒否や共同体による牧師の選出)は相互に関係していた。⁽⁶⁾ ザトラー的な「分離」の思想の定着は長い迫害時代を経てのことであり、この立場は即座にスイス再洗礼派の全体に共有されたわけではなかった。改革派の教会に出席しつつ、再洗礼派の地下活動に加わる信徒も多かった。ともあれアーミシュは思想的には『シユライトハイム信仰告白』の分離主義の継承者である。なおドイツの再洗礼派運動は千年王

国主義と結びついた一五四〇年代のミュンスタ騒乱によって無秩序の代名詞となったが、オランダのメノー・シモンズはその敗残者たちを迎えて運動を再組織化し、平和主義と共同体の道德的純化を徹底させた。これがメノー派の起源である。彼らはオランダ共和国の寛容体制の恩恵を受けて勢力を拡大していった。ただしその内部では教義的な論争が絶えなかつた。メノー派はいわゆる単性説を唱えてキリストの神性を強調したが、それは伝統的な三位一体説に立つ西南ドイツの再洗礼派の一部との対立を呼び起こし、一五五〇年代に前者は後者を破門するにいたつた。思想的対立はオランダでも起きていたが、一七世紀に入ると協調が試みられた。『ドルトレヒト信仰告白』（二六三二年）はその結晶であり、ここでは分離主義が緩和され、為政者を非キリスト教的とみなす姿勢は消えている。厳格な破門の制度は文言としては残っているが、弱い信徒への配慮も同時に説かれている。この信仰告白は全体としてオランダの市民社会に溶け込んだメノー派の自己理解を反映するものであつた。

オランダに比べてスイスでは迫害が厳しかったが、それでも再洗礼派の活動は驚くほど活発であり、西南ドイツに逃れて生き延びた人々も多い。一五五〇年頃を例にとればスイス系の再洗礼派が史料に出てくる都市や農村は六〇〇箇所⁽⁸⁾に及ぶ。その数は限られた史料から再構成するだけでも約三〇〇〇人とされている。ただし再洗礼派は、信仰告白と成人洗礼には至っていない共鳴者や求道者、また子どもたちと行動を共にすることが多かったため、その数は数倍と見積もられる。なおモラヴィアの地で財産共有と農場経営を実践する再洗礼派すなわちフッター派がスイスに送り込んでいた伝道者たちは、一六世紀から一七世紀前半にかけて、記録に残っているだけでも一〇〇〇人を超える信徒をモラヴィアに亡命させている。その亡命者たちが今度は伝道者となってスイスの故郷に密かにやってきたのであつた。オランダのメノー派もスイス再洗礼派の亡命支援に熱心であり、スイスの為政者たちに迫害をやめさせるための働きかけも長期にわたって積極的に展開していた。⁽⁹⁾再洗礼派は確かにマイノリティで

あったが、その存在は権力者たちを恐れさせ、ベルンやチューリヒは専門の取締局（委員会）まで編成してプロテスタント正統派（改革派）の国家教会体制の威信を守ろうとした。しかし一七世紀に入ると状況は変化する。三十年戦争時代の混乱が迫害の効果を失わせ、戦後にはアルザスやプファルツの領主たちが荒廃した国土の再建（再開墾）のために移民を募り、再洗礼派も受け入れたからである。彼らは私的空間での礼拝の自由を得て生き残ることができた。スイスではチューリヒ農村部（オーバーラントの辺境やチューリヒ湖左岸からスイス中央部に向かう山地）、ベルン農村部（エメンタールやジュラ山脈の辺地）が再洗礼派の残存勢力の中心地であった。ジュラ北部はバーゼル司教領であるが、司教は再洗礼派を開拓者として迎えた。再洗礼派は勤勉に働いて森を開き、標高千メートル以上の土地を牧草地に変えた（当時の牧草地の長い石垣が今でも残っている）。一七一〇年にベルン市当局は再洗礼派の大量逮捕と集団追放を行うが、それはジュラ、アルザス、西南ドイツ、オランダ、アメリカへの亡命の波を新たに引き起こした。^⑩

二、アルザスとスイス

アルザスに逃れたスイス再洗礼派の一部は一六六〇年に『ドルトレヒト信仰告白』を受容した。十数名の説教師や執事たちがオーネンハイムの製粉小屋でこの文書に署名したのである。こうしてスイス再洗礼派の「メノナイト化」が少しずつ進行することになる。彼らはアルザスの寛容な空気のなかで分離主義を弱めていったが、一七世紀末のスイスにおける新たな迫害のなかで亡命してきた人々はこれを墮落と感じ、厳格派と穏健派の分裂が生じることになる。ただしスイスにおいても後述するように数多くの穏健派がすでに存在していた。アルザスにおいて厳格

派を率いたのはヤーコブ・アマンその人である。彼は一六四四年にベルナーオーバーラントのジンメンタールに位置する村エルレンバハに生まれた。父親の生業は仕立工であった。アマンは一六七八年頃に再洗礼派となったが、迫害ゆえにアルザスに逃れ、ヴォージュ山中のサント・マリー・オ・ミーヌ（マルキルヒ）で暮らした。そこではドイツ語話者には改革派が多くフランス語話者にはカトリックが多かったが、再洗礼派の到来によって宗派的な混在状態がいつそう強まった（ただし再洗礼派はルイ一四世による一七二二年の迫害で追放され、ドイツやオランダや北米に散っていった。追放された再洗礼派の数は約六〇〇名である）。ところでアマンを長老（Älteste）の地位につけたのはベルン領エメンタール出身のハンス・ライストである（別名ハンス・ヒュスリあるいはヒュスリ・ハンス）。ライストは農家の出であり、再洗礼派弾圧のなかでその生家は没収され、一六七〇年代の集団亡命（約七〇〇人）に加わってアルザスに移っていた。ただし彼は八〇年代に密かにベルン農村部に戻った。やがてアマンはアルザスの厳格派の意向を受けてスイスの地を訪問するが、その役割はスイスの再洗礼派指導者たちの信仰理解を問いただし、綱紀粛正を図ることであった。その過程でアマンはライストと対立することになる。¹¹

ライストは穏健派を代表する立場にあり、分離主義の徹底には賛成していなかった。その背景にはアルザスでの異宗派との平和的共存の経験に加え、スイスの改革派信徒たちとの交流という現実問題があった。再洗礼派と交わり、援助を行う人々は一七世紀には「共鳴者（*Trennung*）」と呼ばれていた（この用語は「親友」と訳すこともできるであろう。英訳史料では *true-hearted* である）。彼らは迫害に苦しむ再洗礼派に飲食や隠れ家を与え、官憲による一斉捜査の情報などを提供してくれる改革派（国教会）の信徒たちである。親族や同郷の顔見知りもいたが、ベルン領では絶対主義国家の宮廷を模倣して支配の強化を試みる都市の門閥政治家たちに反発する農民層も「共鳴者」になりえた。スイス農民戦争（一六五三年）の敗北後に再洗礼派が増加するのも同じ理由からである。なお当局側は

「共鳴者」を侮蔑的に「半再洗礼派 Halbbäuer」とも呼んでいた⁽¹²⁾。農村の「共鳴者」のなかには隠し部屋 (Täuferversack) をつくって再洗礼派を守る者もあり、エメンタールのホーフ・ヒンターヒュッテンの古民家には当時の隠し部屋が残っている⁽¹³⁾。再洗礼派シンパの存在はチューリヒやシャフハウゼンの農村部にも一六世紀からみられ、脱獄を手伝う協力者さえいた。「友だち Gehrindten」という史料用語もあるが、ロイによればこれは親族、隣人、友人を広く含む言い回しであった。なおライゼネンの研究によればドイツにも類似の現象があり、一六世紀後半のヴュルテンベルクでは「受け入れ者 Receptiores」と呼ばれていたという⁽¹⁴⁾。

スイスにやってきたヤーコプ・アマンは、ベルン農村部を巡回しながら分離主義の徹底と厳格な破門の実施を求めた。具体的な要求は破門された者(正しい信仰をもたない者)を主の晩餐(聖餐式)だけでなく日常の食卓の交わりからも排除することである。オーバーラントの再洗礼派はおおむねこの主張を受け入れたが、ライストを指導者とするエメンタールの穏健派は同調しなかった。アマンは教会からの「嘘つき」の追放も求めていた。彼の信念は単純素朴であり、その根拠は「この世」との妥協を戒めて「不品行な者」とは「食事も共にしてはならない」と説くパウロの言葉であった(ローマの信徒への手紙二章一節、コリントの信徒への第一の手紙五章一二節、同、第二の手紙六章一四―一七節)。それはアーミシユが現在も重視する「忌避」すなわちマイドゥング (Mädung) の精神である。英語ではシャニング (shunning) という。なおベルン農村部での決裂は一六九三年のことであるが、翌年にはアルザスのオーネンハイムでも同じことが起こった。こうしてスイス系再洗礼派はアルザスでも二つの勢力に分かれ、当然その分裂はそれぞれの仲間たちがいる西南ドイツにも及んだ。それは南北二〇〇キロにわたる広域的現象である⁽¹⁵⁾。ところで穏健派はオランダのメノー派との近さを自覚していたが、厳格派も自分たちのほうこそメノー派の信条を受け継いでいると考えていた。現実にはもちろん穏健派のほうが当時のオランダ・メノー派には近いと思

われる。アーミシユはむしろ、すでに述べたように、一六世紀前半の『シユライトハイム信仰告白』の編者ザトラーの思想の復興者、実践者である。

三、草の根の寛容思想

アーミシユ論争（アマン＝ライスト論争）の内容は、「分離書簡」の引用を含めて邦語の文献でも詳しく知ることができ、「洗足」の儀式をオランダ再洗礼派と同じように行うか行わないか、聖餐を一年に一度にするか二度にするかをめぐっても論争があったことも紹介されている。とくに坂井の研究は詳細である。それは欧米の先行研究の成果を十分に吸収し、指導者たちの強烈な個性を描き、宗派分裂・セクト形成のメカニズムを解明している。⁽¹⁶⁾ 筆者はすでに述べたように寛容思想史の視点からアーミシユ論争をとらえ直してみたい。その手がかりは「共鳴者」の魂の救いをめぐる論争にある。

はじめアマン派であったものの後に穩健派の長老になったクリステイアン・ブランクという人物は、一六九三年に書いた手紙のなかで、アマンに糾弾されたライスト派の考えについて次のように説明している。「そこでヤギ・アメン「ヤーコブ・アマン」はハプシユテテンのニクラウス・バルツリをそこに来させ、あなたは共鳴者たちに救いを約束しているではないかと問うたところ、ニクラウス・バルツリはそれに答え、いつそういうことが起こり、どのようにそれについて知ることができるかは私にはわからないと述べ、寛恕を請うた。ともあれ彼は、このことは神の恩寵に委ねたいという立場であった」と。⁽¹⁷⁾ ライスト派は、再洗礼派教会の正式メンバーにならない人たちも恩寵と憐れみの対象になる可能性を信じていたと考えられる。これに対してアマン派は、自覚的な信仰をもって

(再) 洗礼を受け、かつ迫害に耐えて十字架を背負わない者に救いはないと考えていた。アマン派にとってライスト派の思想は受け入れがたいものであった。アマン自身は一六九三年の長い書簡に次のように記している。「憐れみ深い者は幸いであり、その人も憐れみを受けるはずだから、私は敬虔な信徒たちに対して善を行い、憐れみを示そう。彼らはそういうふうな慰めの言葉を口にしてるようにである。また彼らは、預言者を預言者として迎える人は預言者と同じ報いを受けるとか、この小さな者の一人に冷たい水一杯でも飲ませてくれる人は報われないはずがないといった聖書の言葉「マタイ福音書一〇章」を引いて共鳴者たちを慰め、救いを約束している。そして彼らは、たとえ人々の異言や天使たちの異言を語ろうと愛がなければ私は騒がしいどら、やかましいシンバルであり、また貧しい人に全財産を施しても愛がなければ私には何の益もない「第一コリント、一三章」という聖パウロの言葉を考慮することがない。「・・・」私たちの反対派は、このキリスト教的な定めを無視し、聖書の随所に記されている十字架と苦難を背負うことがない。彼らは別の道を通じて共鳴者たちを天上の羊小屋「天国」に連れて行くこととしているのである。それゆえ私たちは神の言葉をもって次のように証言する。そうした人々は盗人であり殺人者であり、偽りの教えをもって貧しい魂たちから永遠の命を奪っている。というのも、そうしたことはキリストと彼の使徒たちの教えに従っておらず、偽預言者と詐欺師たちの流儀に従っているからである。私たちはこうした人たちは絶縁しなければならぬ」⁽¹⁸⁾。

アマンにとって国家教会(改革派)の信仰にとどまる「共鳴者」たちに救いの可能性はありえず、それを示唆するライスト派の長老たちは破門して縁を切るべき偽預言者であった。「救いをもたらす真の信仰なしに神に嘉されることはない。そして真の信仰を神によって与えられた者は、何の異論もなく洗礼を受けるであろう。「・・・」キリストは言われる。私の弟子になりたい者は自分の十字架を背負って私に従いなさい。持てるものすべてを棄てる

者でなければ私の弟子にふさわしくないからであると「マタイ福音書一〇章」。家も畑も父も母も、妻も子も棄てる者でなければキリストの弟子にはなれないのである⁽¹⁹⁾。こう言い放つアマンに妥協の余地はなかった。アマンはもちろん聖書主義に立っていたが、ライスト派もまた聖書の言葉（山上の説教）をもとに「共鳴者」たちの魂の救いの可能性を肯定していることに注目したい。ここではいうなれば聖書主義と聖書主義が対立しているのである。ともあれ、魂の救済の道が複数ありうるという観念はアマンには無縁であった。彼の書簡にはカトリックやプロテスタント大宗派の聖職者と為政者がしばしば用いた「救いをもたらす唯一の信仰 *allein seligmachende Religion*」という表現に近い言い回しが使われており、そこには「真理の独占」の確信が読みとれる⁽²⁰⁾。

アマンはライスト派との討論が物別れに終わった後、彼自身の判断でライスト派の長老たちを「セクト」と非難して次々に破門に処した。ライスト派のペーター・ギーガーの書簡は破門劇の一つを次のように伝えている。「私ヤーコブ・アメン「アマン」は、一二名の牧師および長老とともに、私たちの熟慮と神の言葉に従い、私たちと同じ信仰を告白しようとするペンツ・シュナイダーとハンス・イム・ヴィーラーをセクト的人間としてキリストの教会および神の共同体から排除し、破門するものである⁽²¹⁾」。アマンはエメンタール地方を中心に再洗礼派の地下教会のある村々を巡り、牧師たちや指導的な立場の信徒たちの信仰（とりわけ破門と忌避についての理解）を問いただし、それがアマン派と異なっている場合には次々にこうした破門宣告を行った。なおライストが直接の論争を避け、フリーダースマットという村の約束の会談場所に現れなかったとき、アマンは怒りを爆発させた。先輩格の牧師に侮辱を受けたと感じたのであろうか。ブランクの書簡によれば、「そのとき彼「アマン」は憤激のあまりヒュスリ・ハンス「ハンス・ライスト」をセクト主義者として破門し、他の六人の牧師も破門するにいたった。そこには多くの兄弟姉妹がいたが、彼らは彼「アマン」に寛恕を求めた。そこにいた姉妹の一人は跪いてアマンに寛恕を

懇請するほどであった。しかしそれも何の役にも立たなかつた⁽²²⁾」。

ブランクはアマンの強引な態度を詳しく描き、「寛恕(GOOD)」を求めて跪く女性信徒の姿を印象的に伝えている。ところでこの「寛恕」という言葉は、ここでは異なる信条をもつ者の存在を(怒りを抑えつつ)容認することを意味しており、それは近世的な意味での「寛容(Tolerance)」に他ならない。この時点のアマンにとっては何よりも「救いをもたらす真の信仰」の貫徹と異説の排除のほうが重要であり、寛容や共存は論外であった。それは再洗礼派を迫害してきた国家教会(改革派)の姿勢に似ていないであろうか。もちろんアマンが用いた手段は非暴力的であり、国家教会との違いは歴然としている。

アマン派から破門されたライスト派の思想は、両派の書簡から十分に再現できるが、ここでライスト自身が残した文書も検討しておこう。ライストは一七〇〇年頃に印刷されたと推測される『祈り』と題する作品に次のように記している。「私たちはあなたに、父なる神に祈ります。御心に喜んで従おうとするすべての人々に、主なる神が恵みを与え、彼らが心からあなたを愛し、畏れ、あなたの戒めを守ることができるようになります。そして私たちはあなたに、父なる神に祈ります。私たちに食事や飲み物を与え、住まいと避難所を用意し、大きな愛と信頼を示してくれるすべての人々に、主なる神がこの世においても永遠の命においても豊かな報いを与えてくださいますように」⁽²³⁾と。これは明らかに、迫害される再洗礼派に飲食や隠れ家を提供する「共鳴者」たちのための祈りである⁽²⁴⁾。

すでに述べたようにアマンはライスト派が「共鳴者」たちに「救いの約束」を約束したと非難したが、それは正確にいえば約束ではなく、神の摂理は教会の外側においても人を救いに導きうるという信仰であった。このライスト派の思想にツェルヒャーは普遍(万人)救済論の要素を読みとっている⁽²⁵⁾。その思想は一六世紀から再洗礼派の一部に確認できるが、強調点は二重予定説(救いと滅びの永遠の予定の教え)を退け、神の意志と人間の意志の協働に

よる救いの可能性を説くことであつた。神学上の分類が必要であるとすれば、それはアルミニウス主義である。ライスト派にあつては、この救済論と寛容思想（共存の思想）が結びついていたと考えられる。ただしそれは、逃げまどう再洗礼派の信徒たちを助け、宿を貸し、食料を提供してくれる名もない（異宗派の）市民や農民たちとの交誼を原点としており、歴史的状況に密着した草の根の寛容思想であつて、観念的・抽象的に生み出された神学的見解ではない。またそれは大思想家の書物の内容を焼き直したものでもない。

スイス系再洗礼派の共存と寛容の思想は、アーミシュの分離から約一〇年後に匿名で刊行された『銀器のなかの金の林檎』（一七〇二年）と題する建徳書にも受け継がれている。「もしだれかが盗みや姦通や殺人を行う信仰を抱いているとしても、つまりその信仰が彼に盗んだり殺人を犯したり姦通を行うといった残忍なことを自由に行わせるとしても、私は神への恐れからこれを擁護することも否定することもできないし、裁いたり断罪することもできない」。これは『金の林檎』の第四部（一六世紀後半にドイツで殉教の死を遂げた二人の再洗礼派の書簡集）の末尾に付された「結語 Schluß-Rede」（编者による補足）に出てくる言葉である。²⁶ なお『金の林檎』は『シュライトハイム信仰告白』（二五二七年）、その编者ザトララーの書簡、一六世紀のドイツとオランダの幾人かの殉教者の書簡、オランダ・メノー派の『ドルトレヒト信仰告白』（二六三三年）をスイス系再洗礼派の立場で増補した一九箇条の信仰告白文、さらに各種の祈祷文で構成されており、全体の編者はプファルツ在住のスイス系再洗礼派指導者ヤーコプ・グートであると推測されている。²⁷ ともあれ上の引用箇所には、他人の信仰を絶対に裁かないという寛容（寛恕）の心構えが説かれている。すでに述べたように近世的な意味での寛容は「大らかに受け入れる」ことではなく、正しいとは思えない信仰の持ち主の存在に「耐える」ことであり、そうした意味合いは為政者による（上からの）寛容政策の場合も宗派間の相互的寛容の場合も同じであつた。²⁸ 自己の信仰の正しさを過信せず、神を恐れつつ、誤って

いるとしか思えない信仰をもつ他者の存在に耐えること。この徹底した寛容思想は、アーミシユの分離のさいにスイス再洗礼派（ライスト派）がとった立場の延長上にある。なお「結語」の著者は「殺人を許す信仰」も否定しないと述べているが、その主張は極端に思える。しかし近世のカトリックとプロテスタント大宗派が再洗礼派の死刑や財産没収を認めていたことを思えば、その含意は了解できるであろう。ところでこの「結語」は再洗礼派ではない読者も想定して書かれており、そのことは冒頭の「善意の読者 [sünderziger Leser] への呼びかけからわかる。²⁹⁾「善意の読者」は再洗礼派に好感をもつ一七世紀末の改革派世界の「敬虔派」であるとも推測されている。いずれにしても彼らは異宗派の友人たちである。³⁰⁾

一七世紀末以降の再洗礼派の文献は、彼らが複数の信仰の共存を当然視していたことを証言している。すでに述べたように、それはアルザスやプファルツで彼ら自身が寛容の対象となった経験や、スイスの故郷や亡命地に出会った「共鳴者」たちとの友情を背景としていたと考えられる。こうしたスイス系再洗礼派の寛容と共存の思想は、アーミシユ論争の時期に突然出現したわけではない。アマンはライスト派が「共鳴者」たちを「別の道を通じて」魂の救済を得させようとしてしていると批判したが、そうした「別の道」の存在を認める思想は他の史料でも確認でき、それはスイスには限られない。その典型例は一六一四年にチューリヒで斬首された再洗礼派ハンス・ランデイスの殉教記録である。ランデイス事件を『流血の劇場——殉教者の鏡』（一六六〇年初版）に盛り込んだオランダのティーレマン・ファン・ブラフトは次のように記している。「彼ら「迫害者たち」の心にはまだ覆いがかかられ、「……」燃えるような熱情が心を血のように赤く染めており、だれかが別の方法で天国への道を歩むことに耐えられず、自分たちが聞かされている救いの道以外は認めず、それをだれに対しても強制しようとしているようだ。これはスイスのチューリヒで一六一四年に起こったことである」³¹⁾。『殉教者の鏡』の初版は一六六〇年であり、

作者ファン・ブラフトはドルトレヒトのメノー派教会の長老である。彼は初代教会から叙述を開始し、再洗礼派については一三九六人も殉教記録を集めた。その半数はオランダのものであるが、ドイツとスイスの事例も数多く含まれている。初期のスイス再洗礼派の指導者マンツやザトラーについてはとくに詳しい記述がみられる。⁽²⁹⁾ ナオランダイスの殉教は、処刑の目撃者の証言記録をもとにすでに一六二三年にスイス系再洗礼派の讚美歌集『アウスブント』（二五六四年初版）の題材になっていた（第一三三番）。そこには『殉教者の鏡』のような、救済の道の複数性に関する認識は語られていない。しかし次のような興味深い歌詞がある。「学識ある聖職者がつづけて尋ねた／ハンス・ランデイスよ、おまえは／皆を赦してやったかと／彼は答えて言った／私はいつも人を赦してきたと／そして笑顔をみせながら／おまえのことも完全に赦したと」。⁽³⁰⁾ ランデイスの信仰に心を動かされた刑吏は、死刑執行後に涙を流したという。なおチューリヒ市当局の公式記録によれば、ランデイスが「おまえのことも」と呼びかけたのは刑吏に対してであり、立ち会いの聖職者に対してではなかった。⁽³¹⁾ しかし、いずれにしてもここには、スイス再洗礼派の「赦し」の精神が示されており、読者（会衆）はこの長い讚美歌を歌うたび、ランデイスの赦しの精神を学び、それが異宗派（の迫害者）の心さえ和らげたことを胸に刻んだであろう。再洗礼派は聖書の言葉とりわけ「山上の説教」に従って憎しみと復讐を戒め、七を七十倍するまで人を赦し、敵を愛し、迫害者のために祈ることを教えてきた（マタイによる福音書五章三八〜四八節、一八章二一〜三五節など）。このことと寛容思想の形成、異宗派間の共存への意志、救済の道の複数性の認識とは無関係ではないと考えられる。また『アウスブント』を歌った再洗礼派は、敵がつねに敵にとどまるとは考えていなかったであろう。ランデイスを処刑した刑吏は、改心した迫害者のモデルの役割を担っている。

ところでベルンの再洗礼派の内部には、アマンの出現以前からオーバールント派とエメンタール派の対立があっ

たという。後者はアールガウ方面からやってきた再洗礼派と交流があり、その大多数はチューリヒ出身であったとされる。当時チューリヒ系の再洗礼派は分離主義を緩めており、それがもとで一六七〇年代にオーパーラント派から破門された指導者もいた。ハインリヒ・フンクという人物である。このことはイェツカーが最近の研究のなかで明らかにしたことである。なおイェツカーは、チューリヒ系の再洗礼派は「共鳴者」と親しく関わったばかりでなく改革派内部の敬虔主義的な傾向をもつグループとも近い関係にあったと推測している。^⑤ アーミシユの出現は、変化しつつある改革派の社会および改革派信徒層との関係を深める新時代の再洗礼派に対する古い厳格派の対抗運動であった。しかしその厳格派も、ザトラーの時代とは違い、妥協の精神をまったく知らなかったわけではない。アマンは自らの「寛恕」の不足を認め、自分で自分を破門して悔い改めの意志を示し、一七〇〇年に仲間たちと連名でアルザスからスイスに手紙を送り、今度はライスト派に「寛恕」を求めた。^⑥ しかしライスト派はアマン派との協働は現実的に困難であると考え、話し合いの提案を受け入れなかった。こうして不幸な分離が歴史的に固定化され、アーミシユはスイス再洗礼派（スイス・メノー派）とは別の宗派形成の道を進んでいくことになる。宗派的対立は、いわゆる国家教会の間だけではなく、弱小宗派の間でも頻発しており、アーミシユ論争はその一例である。しかしアーミシユの分離のさいに物理的な抑圧や流血は伴っていない。どちらの側も非暴力主義者であり、復讐の放棄と赦しの教えに従う人たちであった。その後、西南ドイツのアーミシユとメノー派の間にはしばしば信徒の移籍がみられた。ヨーロッパ世界のアーミシユは、一八世紀前半に加速した北米移民によって、またメノー派との合同などによって二〇世紀前半までに姿を消すことになる。北米においてもメノー派との間の壁は低く、移籍や部分的合同の動きがあちこちで確認できる。^⑦ とくにアーミシユのなかに厳格な忌避と分離主義を緩和するグループが生まれると、メノー派との対立点はほとんどなくなるからである。そもそも彼らは、一七世紀末までの長い歴史

を共有する仲間であった。なおドイツ語の『アウスブント』を現在も使い、印刷・刊行を続けているのは北米のアーミシュたちである（ドイツやスイスのメノー派は新しい讃美歌を用いている）。アーミシュはスイス再洗礼派と袂を分かったが、その歴史の直接の継承者でありつづけている。⁽³⁸⁾

おわりに

再洗礼派の思想を総覧する英訳史料集を編んだクラークは、異宗派との共存の姿勢は再洗礼派には弱かったと論じ、彼らも近世のカトリックや正統派プロテスタントの指導者たちと変わらなかつたと述べている。⁽³⁹⁾ たしかに一六世紀はそうであつたかもしれない。しかしそれでも、クラーク自身も引用しているように、フープマイアーのように一五二〇年代に「救し」の神学と寛容論を結びつけて展開する再洗礼派指導者もいた。⁽⁴⁰⁾ またハンス・デンクは人間の認識能力の限界を指摘し、複数の宗派の共存ばかりでなくユダヤ教徒やムスリムとの共存さえ求めている。⁽⁴¹⁾ 彼らを例外と位置づけるべきではないであろう。そして一七世紀末のアーミシュ論争の史料が語るのは、「共鳴者」との関係のなかでスイス再洗礼派が育んできた草の根の寛容思想であり、これと万人の救いの可能性を説く神学との接合である。一七世紀にはハンス・ランデイスの殉教記録のように「救済の道の複数性」の認識を語る史料もある。この認識の形成過程と共有範囲については一六世紀までさかのぼって検討する価値があると考えられる。近世は宗教戦争の時代であり、宗教的迫害の時代であるが、それだからこそ共存の秩序が模索され、たとえばアウクスブルク宗教和議（一五五五年）やナント王令（一五九八年）のような共存体制が築かれた時代でもある。再洗礼派やそれに近いノンコンフォーミスト集団はこれらの体制から排除されていたが、独立後のオランダ、モラ

ヴィア、トランシルヴァニア、ポーランドなどでは容認されており、ヨーロッパ的視野で観察すれば再洗礼派もたんなる地下運動ではなかった。彼らは寛容と共存を国家教会に要求し、かつ学識者たちにアプローチを図って何らかの成果を挙げることのできる勢力であった。たとえばジョン・ロックが一六八〇年代に『寛容についての書簡』をアムステルダムで書いたとき、その周辺にはチューリヒやベルンの再洗礼派迫害をやめさせようと奔走する多くのメノー派教会人や学識者たちがいた。こうした問題についても、稿を改めて最新の研究動向を反映させながら掘り下げて検討したいと思う。⁽⁴⁾

ところでチューリヒの改革派教会は二〇〇四年、ツヴィングリの後継者プリンガーの生誕五〇〇年記念事業の一環として、自らの負の歴史も見つめなおし、迫害の対象であった再洗礼派(メノー派)の末裔たちとの和解の式典をとりおこなった。そしてリンマート河畔に再洗礼派迫害の事実を刻んだ記念版が設置されることになった。そこにはフェーリクス・マンツヤハンス・ランデイスの名が刻まれている。その除幕式のさいにはランデイスに捧げる詩が朗読されたが、その朗読者は彼の一四代目の子孫、アメリカ人ジェームズ・ランデイスであった。⁽⁵⁾ 大西洋をまたぐ迫害と寛容の近世史は、書物だけでなく生きた人間が伝えているのである。

註

- (1) 坂井信生『アーミシユの文化と社会——機械文明に背を向けるアメリカ人』(ヨルダン社、一九七三年)、同『アーミシユ研究』(教文館、一九七七年)、池田智『アメリカ・アーミシユの人々——「従順」と「簡素」の文化』(明石書店、一九九九年)、ドナルド・B・クレイビル『アーミシユの謎——宗教・社会・生活』(杉原利治・大藪千穂訳)(論創社、一九九六年)、クレイビルほか『アーミシユの救済』(青木玲訳)(並紀書房、二〇〇八年)。欧文ではJ. A. Hostetter, *Amish Society*, 4th ed., Baltimore, MD, 1993が基本文献である。出身地(スイス)を意識した論考としてはD. Gratz, *Bernese Anabaptists and their American Descendants*, Goshen, Indiana, 1953がある。ドイツ語圏の研究としてはK. P. Merk, *Die Amish People*, Frankfurt a. M./

- Bern/New York 1986 が包括的である。フランスでの研究の成果として Association Française d'Histoire Anabaptiste-Mennonite (ed.), *Les Amish, origine et particularismes 1693-1993. Actes du colloque de Sainte-Marie-aux-Mines 19-21 août 1993* [『Les Amish』, Ingersheim 1996] を参照。
- (2) ヨーロッパ近世(宗教改革から啓蒙・市民革命まで)の時代としての特徴については、J・ブルクハルト(鈴木直志訳)『平和なき近世—ヨーロッパの恒常的戦争状態に関する史論』上・下、『桐蔭法學』第八卷二号、二〇〇二年、一九八〜二五五頁、同、第一三卷二号、二〇〇六年、九一〜一四六頁、渋谷聡「学界展望・近世ヨーロッパにおける戦争と国家形成—ヨーロッパ諸国家体系・宗派化・戦争」『西洋史學』二三八号、二〇一〇年、五一〜六二頁、拙稿「宗派化論—ヨーロッパ近世史のキーンズヤット」『武蔵大学人文学会雑誌』四二卷三・四号、二〇一一年、一〇九〜一五八頁を参照。
- (3) ABCMS, *Trennungsbrieft. Abschrift A und B*. なお本稿では Abschrift B は補助的に用い、引用は Abschrift A から行った。ルッパに含まれていない史料については以下を用いる。Eine Begebenheit, die sich in der Mennoniten-Gemeinde in Deutschland und in der Schweiz von 1693 bis 1700 zugetragen hat. hg. v. J. Stucky. Bern 1871, Nachdruck: Baltic, Ohio, 1985. [以下 Begebenheit] : I. Zürcher (Hg.), *Die Ammann-Reist Kontroverse. in: Informationsblätter* (Schweizerische Verein für Täufergeschichte), Heft. 10 (1987), S. 3-74 [以下 Zürcher (Hg.), *Kontroverse*]. 英訳ユリウツ J. B. Mast (ed.), *The Letters of the Amish Division*, Scottsdale, PA, 1950; J. D. Roth (ed.), *Letters of the Amish Division: A Sourcebook*, Goshen, Indiana, 1993. なお本稿の引用文中に出づくる「」は筆者の挿入である。聖書の箇所を示す場合は『新共同訳』を用い、用語もこれに合わせた。
- (4) D. G. Lichdi, *Die Mennoniten in Geschichte und Gegenwart. Von der Täuferbewegung zur weltlichen Freikirche* [以下 Lichdi, *Mennoniten*]. 2. Aufl., Großburgwedel 2004, S. 237-242.
- (5) 「シユライイトハイム信仰告白」全文の翻訳は、倉塚平ほか編訳『宗教改革急進派』(ヨルダン社、一九七二年)、一六七〜一八八頁「出村彰による解題と翻訳」。「宗教改革著作集」再洗礼派(教文館、一九九一年)、八七〜九八頁も見よ。一六世紀の印刷版をファクシミリ印刷して現代ドイツ語訳と解説を添えた新しい文献として Das Schleiermacher Bekenntnis 1527. Einleitung, Faksimile, Übersetzung und Kommentar. hg. v. U. B. Leu und Chr. Scheidegger. Zug, 2004 がある。宗教改革時代のチューリヒの再洗礼派運動全体については森田安一「チューリヒにおける再洗礼派運動について—ツヴィンクリ主義による宗教改革の側面」『史学雑誌』七六編(第一一〇号)、一〜四〇頁、出村彰「再洗礼派—宗教改革時代のラディカリストたち」(日本基督教団出版局、一九七〇年)、倉塚平「異端と殉教—宗教改革における心情的ラディカリズムの諸形態」(平凡社、一九七二

- 年)の第一章を参照。一六世紀ドイツの再洗礼派に関する新しい個別研究として早川朝子「アウクスブルクの再洗礼派 一五二六〜一五二八年」『比較都市史研究』一八巻二号(一九九九年)、七一〜八五頁、渡邊伸「希望の都市」と領域教会政策——再洗礼派とシュトラスブルク市」前川和也編『空間と移動の社会史』(ミネルヴァ書房、二〇〇九年)、三三三〜三六四頁を参照。
- (6) 拙稿「再洗礼派運動と農民戦争」『新潮』新二三号(一九八八年)、八九〜一〇一頁、拙稿「再洗礼派運動と農民戦争——ミヒヤエル・ザトラーの場合」『歴史学研究』六二六号(一九九一年)、八七〜九六頁を参照。
- (7) Vgl. G. Biesecker-Mast, *Separation and the Sword in Anabaptist Persuasion. Radical Confessional Rhetoric from Schleithelm to Dordrecht*, Telford, PA, 2006, pp. 200-213. 拙稿「宗教改革急進派——その起源と宗派化の諸相」森田安一編『宗教改革の連携と断絶』(教文館、二〇〇九年)、四一〜五四頁も参照。ミュンスター事件については倉塚平「ミュンスターの宗教改革——再洗礼派千年王国への道」中村賢二郎・倉塚平編『宗教改革と都市』(刀水書房、一九八三年)、二六〇〜三一六頁を、宗教改革と再洗礼派運動の時代のミュンスターと外部世界(オランダ方面を含む)との関係については永本哲也「ミュンスター宗教改革運動における市参事会の教会政策(一五二四〜四三年)——市内外諸勢力との交渉分析を通じて」『歴史学研究』八七六号(二〇一一年)、二〇〜三六頁を参照。メノー派とオランダの市民社会・商業活動に関しては山本大丙「近世オランダ共和国のメノー派商人」『創文』五一四号(二〇〇八年)、一九〜二二頁を見よ。
- (8) 個別の事例については拙著『改宗と亡命の社会史——近世スイスにおける国家・共同体・個人』(創文社、二〇〇三年)、一〇七頁を見よ。なおモラヴィアのフッター派は三十年戦争時代に皇帝軍の進撃を契機に大迫害に見舞われ、ハンガリー、トランシルヴァニア、ウクライナを経て一九世紀後半に北米に移り、アメリカ合衆国のサウス・ダコタ州やカナダのマニトバ州、アルバータ州などに定着した。フッター派の歴史上の集団亡命は、移住国におけるナショナリズムの高揚による弾圧や徴兵制の厳格な実施に起因する。モラヴィアのフッター派共同体については田中真造「フッター派年代記のゲマインデ概念」『摂大文学B 人文科学・社会科学編』一一号(一九九三年)、四九〜六四頁、度重なる迫害と亡命については榊原巖「殉教と亡命——フッターライトの四百五十年」(平凡社、一九六七年)に詳し。
- (9) Lichti, Mennoniten, S. 55; J. W. Lowry, *Documents of Brotherly Love: Dutch Mennonite Aid to Swiss Anabaptists*, vol. 1: 1635-1709, Millersburg, Ohio, 2007, pp. 1-22; Chr. Scheidegger, *Täufergemeinde, hutterische Missionale und schweneckfeldische Nonkonformisten bis 1600*, in: *Die Zürcher Täufer 1525-1700*, hg. v. U. B. Leu und Chr. Scheidegger, Zürich 2007, S. 117-164.

- kalles Wasser trinkt, dem wird es nicht unbelohnt bleiben. Mit solchen Schriften trösten sie die treuerhizigen Menschen, und sagen ihnen die Seligkeit zu, und gedenken nicht was der heilige Paulus sagt: Wenn ich mit Menschen- und Engelt-Zungen reden könnte und hätte die Liebe nicht, so wäre ich wie ein tönend Erz, und klingende Schelle. Und wann ich alle meine Habe den Armen geben und hätte die Liebe nicht, so wäre es mir nichts nütze. [...] Aber unser Widerpart[er] will ohne diese christliche Ordnung, ohne Kreuz, ohne Trübsal, dessen die heilige Schrift voll ist, denn die treuerhizigen Menschen durch einen andern Weg in der himmlische Schafstal führen, darum sagen wir und bezeugen mit Gottes Wort, daß solche Dieb und Mörder sund, die mit ihrer falscher Lehr die armen Seelen ihnen das ewige Leben berauben, den solches ist nicht nach Lehr Christi und seiner Aposteln, sondern nach der Weise der falschen Propheten und betrüglicher Arbeiter; von welchen wir uns abscheiden sollen.”
- (19) Ebd., S. 70f.: „Ohne den wahren seligmachenden Glauben ist es unmöglich daß Einer Gott gefallen kann, wer aber denselbigen hat von Gott empfangen, der wird sich, ohne alles Widerschreien taufen lassen, sonst kann es kein rechter Glauben sein. [...] Christus spricht: Wer mein Jünger will sein, der nehme sein Kreuz auf sich und folge mir nach, denn wer nicht allen absagt das er hat kann nicht mein Jünger sein. Wer nicht verlassen mag Haus, Hof oder Vater und Mütter, Weib und Kinder, um meint willen, kann Christi Jünger nicht sein.”
- (20) ヘルン市当局は「八世紀前半にわたる『大道徳令』のなかで「救いを求めたらす唯一の宗教」を信じた者を領内に住みかたを方針を繰り返して布告した。Vgl. Das Grosse Mandat der Statt Bern, wider allerhand im Schwang gehende laster, 1716, S. 19.
- (21) ABCMS, Trennungsbriefe, Abschrift A, S. 16f.: „Ich Jacob Amen mit samt dieneren und eltesten deren zwölf sind, ist unser dichten und trachten und das nach ynhalb Gottes wort, das Bänz Schneider und der Hans im Wiler, das sie dan glauben mit mit uns bekenen wöllen, so sollen sie alles secktsche menschen aus der kristlichen kirchen und gemein Gottes ausgeschlossen und gebanet sein.” Vgl. Zürcher (Hg.), Kontroverse, S. 30.
- (22) ABCMS, Trennungsbriefe, Abschrift A, S. 4f.: „Da ist der Yagi Amen fast entrüset worden und hat grad daß selbig mall den Hüsi Hans in den ban gethan als ein secktschen hat und noch andere sechs diener auch in den bann gethan und sind auch dasselbig mall vil Brüder und Schwestern da gewäsen, die haben was angehalten und gebätten, er solle doch gedult haben. Auch ist alldort eine Schwester gewäsen, die auf ire kneu nieder gefallen und in gebäten, er solle doch gedult haben,

- aber da hat es alles nicht gehulffen.“ Vgl. Zürcher (Hg.), *Kontroverse*, S. 27.
- (23) Zürcher (Hg.), *Kontroverse*, S. 20. „Wir bätten dich du heiliger Vatter, für alle Menschen, so gern wölen deinen Willen thun, Herr Gott gib ihnen die Grad, dass sie dich von Herzen lieben können, dich fürchten und deine Gebott halten, und bitten dich heiliger Vatter, für alle Menschen, die uns vil Gutes anthun mit Speiss und Tranck, mit Hauss und Herberg und grosse Lieb und Trew erzeigen und beweisen, HERR GOTT biss ihren reichen Belöhner hier zeitlich und im ewigen Leben.“
- (24) Cf. Roth (ed.), *Letters of Amish Division*, p. 150, n. 4.
- (25) Zürcher (Hg.), *Kontroverse*, S. 24.
- (26) Güldene Aepfel in Silbernen Schalen, Efrata, PA, 1745, Nachdruck: Walnut Creek, Ohio, 1995, S. 385f.: „Wenn aber jemand wäre, der einen diebischen, ehebrecherischen, mörderischen Glauben hätte, nemlich, der ihm stehlen, morden, ehebrechen, und dergleichen Greuel frey machte in seinem Glauben, den darff ich auß Forchten Gottes nicht weiter vertheidigen oder auch verurtheilen, richten oder verdammten.“
- (27) Cf. *Golden Apples in Silver Bowls. The Rediscovery of Redempting Love*, translated by E. Bender and L. Gross, Lancaster, PA, 1999, Introduction, pp. 1-35.
- (28) 拙稿「ミルタギル・ノープンペーの寛容論」『武蔵大学人文学会雑誌』三〇巻一・三号（一九九九年）一六頁を参照。
- (29) Vgl. Güldene Aepfel, S. 380.
- (30) Cf. *Golden Apples*, p. 19.
- (31) Der blutige Schau-Platz; oder Martyrer-Spiegel der Taus-Gesinnten oder wehrlosen Christen, die um das Zeugnis Jesu ihres Seligmachers willen gelitten haben, und seynd getödtet worden, von Christi Zeit an bis auf das Jahr 1660; Vornals aus unterschiedlichen glaubwürdigen Chronicken, Nachrichten und Zeugnissen gesammelt und in Holländischer Sprach herausgegeben von T. J. v. Braght, Nachwärts von der Bruderschaft zu Ephrata in Pensylvanien ins Deutsche gebracht und daselbst gedruckt worden, Anno 1748, Nummehro von etlichen der Bruderschaft nach obiger Uebersetzung und Druck auf neue zum Druck besördert, Pirmasens 1870 [改訂 Martyrer-Spiegel 改訂版], Zweyter Theil, S. 790. „Aber es scheint wohl, daß denselben noch eine Decke vor dem Herzen hanget, [...] daß sie dieses nicht verstehen können, oder daß der wütende Eifer ihr Herz noch also blutig entzündet hat, daß sie es nicht können leiden, daß jemand den Himmelsweg auf eine andere Weise bewandele, als eben wie sie sich denselben haben vergenommen, und auch also wollen einen jeden zwingen ihn also

- zu bewandeln, wie man noch hat gesehen in dem vergangenen Jahr 1614 zu Zürich in der Schweiz.”
- (32) Martyrer-Spiegel, Zweyter Theil, S. 17-23.
- (33) Ausbund, das ist: Ertliche schöne christliche Lieder, wie sie in dem Gefängnis zu Passau in dem Schloss von den Schweizer-Brüdern und von anderen rechthabigen Christen hin und her gedichtet worden: allen und jeden Christen, welcher Religion sie seien, unpartheiisch sehr nützlich: nebst einem Anhang von sechs Liedern, 13. Aufl., Lancaster County, PA, 1987, S. 779f.: „Die Gelehrten fragen weiter an/ Hans Landis, hast du Jedermann/ Verziehen und vergeben?/ Er sprach, he ja zu aller Stund/ Und auch euch mit lachendem Mund/ Hab er gänzlich vergeben.” Vgl. auch Ebd., S. 782.
- (34) Staatsarchiv Zürich, E I 74, Nr. 82: „Ja allen mäntschen han ich verziggen und vergen und hat den nachrichter angloget und hat gseit, ja allen han ich verziggen und vergen, und eüch auch.” Vgl. J. W. Lowry (ed.), Hans Landis, Swiss Anabaptist Martyr in Seventeenth Century Documents, Millersburg, Ohio, 2003, p. 146.
- (35) Vgl. H. Jecker, Heinrich Funck, “der Mann, den sie gebirandmarkt haben,” oder: Was hat das Zürcher Täuferium mit der Entstehung des Amischen zu tun? in: Zürcher Täufer 1525-170, S. 277-313.
- (36) ABCMS, Trennungsbrieft, Abschrift A, S. 58f. Vgl. Zürcher (Hg.), Kontroverse, S. 60.
- (37) Lüdchi, Memointen, S. 168, 311.
- (38) 『アウスブント』の第五番から七番まではイェルク・ブラウロック、フェーリクス・マンツ、シビヤエル・ザトララー「一六世紀前半のスイス再洗礼派指導者の讚美歌である」。Ausbund, S. 35-48.
- (39) W. Klassen (ed.), Anabaptism in Outline, Scottsdale, PA, 1981, pp. 290f.
- (40) 前掲の拙稿「バルタザル・フーブマイヤーの寛容論」を参照。
- (41) W. Felhmann (Hg.), Hans Denck Schriften, Teil 3: Exegetische Schriften, Gedichte und Briefe, Gütersloh 1960, S. 66.
- (42) 近世の宗教的迫害と寛容の問題についてヨーロッパ史的・世界史的視野を得るには「カメン『寛容思想の系譜』成瀬治訳（平凡社、一九七〇年）や深沢克巳「他者の受容と排除をめぐる比較宗教史——ヨーロッパ史の視点から」深沢編『ユーラシア諸宗教の關係史論——他者の受容、他者の排除』（勉誠出版社、二〇一〇年）、一三〇-一三七頁が示唆的である。再洗礼派などのノンコンフォーミストを受容した個別の地域については、桜田美津夫「オランダの建国と宗教的寛容」『歴史学研究』八〇八号（二〇〇五年）、四八〇-五八頁、薩摩秀登「もう一つの「フス派の国」——近世初頭モラヴィアの宗教学研究」『歴史学研究』八〇八号（二〇〇五年）、三八〇-四七頁、小山哲「ワルシャワ連盟協約の成立——一六世紀のポーランドにおける宗教的寛容の

- 法的基盤『史林』七三巻五号（一九九〇年）、七二二〜七五七頁を参照。ジョン・ロックが再洗礼派迫害問題を知った経緯に
くさつは J. D. Bangs (ed.), *Letters of Toleration. Dutch Aid to persecuted Swiss and Palatinate Mennonites 1615-1699*,
Rockport, Maine, 2004, Introduction, pp. 50-56.
- (43) P. Detwiler, *Versöhnung der Erinnerungen*, in: *Gemeinsames Erbe. Reformierte und Täufer im Dialog*, hg. v. M. Baumann,
Zürich 2004, S. 16f.

※ 本稿は筆者が平成二四年度武蔵大学特別研究員として同年七月から九月にかけてスイスとドイツで行った研究の成果の一部であ
る。

